

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、住民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。

そのためには、町の推進体制の確立を図り、指導者育成のため、指導者養成講座や資料等の作成に努めます。

2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育園(所)・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫に努めます。

3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、インターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、同和問題啓発強調月間（7月1～31日）、人権週間（12月4～10日）に集中的かつ重点的な取り組みを行うとともに、日常的に人権教育啓発活動を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。更に、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクール・ワークショップなど）も具体的に検討し、住民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

ワークショップ…もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK(身体を動かす)+SHOP(自分で作ったものを公開する場)、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

4 隣保館事業の充実

人権センターは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っていますが、今後は更にこの隣保館事業の充実に努めます。

5 町職員や各種団体等の研修の充実

町職員については、それぞれの職務に応じ、人権意識を高めるための研修の充実に努めるとともに、直接町民に接する業務や人権問題にかかわりのある業務を担当する課をはじめ、すべての部署において、施策・事業毎の人権尊重の視点に立った取り組み課題の整理とその周知のための職場での啓発・研修の充実に努めます。

また自治会は住民で組織されているため、住民意識の高揚を図るには自治会を通して人権啓発を行う方法が最も有効です。そのためには、各自治会へ人権啓発推進委員の役職を創設して、人権啓発推進委員を通して地域への人権教育・啓発活動を展開していくよう努めます。

さらに、学校や医療・保健・福祉等の関係者に対しては、人権意識を高めるための研修や教育の充実に努めるとともに、社会教育団体等の人権意識を高める啓発の強化を図ります。

6 福岡県、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、福岡県、近隣市町村及び関係団体との有機的な連携が不可欠です。

本町においては、築上町人権・「同和」教育研究会などを通して、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開していきます。

7 基本指針の見直し

今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また社会環境の変化等があった場合には、「築上町同和问题早期解決と人権擁護に関する委員会」に提言を求め、必要に応じて見直しを行います。